

リスク管理 過去問題演習 解答・解説**演習 - 1****正解 4 (保険法)**

1. 適切。保険法は、民法所定の方式に従った遺言により死亡保険金受取人の変更を可能としている。ただし、遺言による受取人の変更があった旨を保険者（保険会社）へ通知し、受取人の変更手続きを行うことで効力が生じる。
2. 適切。記述のとおり。死亡保険契約において、保険契約者または保険金受取人が、保険会社に保険金を支払わせることを目的として、故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合は、保険会社は保険契約を解除することができる。
3. 適切。記述のとおり。保険契約者が夫、被保険者が妻である場合に、夫婦が離婚等により保険契約者と被保険者の親族関係が終了したような場合は、被保険者である元妻から契約者である元夫に対し、保険契約を解除することを請求することができる。
4. 不適切。保険法では、生命保険契約時の告知は、保険者が告知を求めた事項に答えれば足りるとする質問応答義務と規定しており、告知を求められなかった事項について自発的に答える義務はない。

演習 - 2**正解 2 (生命保険料支払いが困難な場合)**

- (ア) 保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合でも、直ちに契約の効果がなくなるわけではなく、保険会社は一定期間、保険契約を有効に継続させながら保険料の払込みを待つことになっている。この保険料の払込みを待っている期間のことを「払込猶予期間」という。
- (イ) 保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合、当該契約に解約返戻金があるときは、「自動振替貸付」により、その解約返戻金の範囲内で保険会社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に継続させる。
- (ウ) 保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがなく、また自動振替貸付も利用することができなかった場合は、払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約は効力を失う。これを「失効」という。
- (エ) 失効した保険契約でも、保険会社が定める期間内で、被保険者の健康状態に問題がなければ保険会社の承諾を得て滞っている保険料と利息をまとめて払い込み、契約を元の有効な状態に戻すことができる。これを「復活」という。

演習 - 3

正解 2 (生命保険の商品性)

1. 不適切。終身保険の支払保険料は、他の条件が同じであれば、保険料払込期間が長くなるほど1回当たりの保険料は安くなる。終身払いと有期払いを比較すると、終身払いの支払期間の方が長くなるため、1回当たりの保険料は終身払いの方が安くなる。
2. 適切。更新型の定期保険特約付終身保険において、定期保険特約の保険金額を同額で更新した場合、更新後の保険料は更新時の年齢で再計算されるため、更新前に比べて高くなる。
3. 不適切。収入保障保険は死亡保険金を年金形式で受け取ることを前提としているが、希望すれば年金に代えて一時金で受け取ることもできる。一時金で受け取る場合は、所定の利率で割り引いた年金現価が支払われることになる。したがって、受取総額を比べた場合、一時金で受け取るより、年金形式で受け取った方が多くなる。
4. 不適切。逡増定期保険は、保険期間の経過と共に、保険金額が一定割合または一定額で増えていく定期保険であるが、保険金額が増加しても払い込む保険料が増えることはなく、契約時のまま一定である。

演習 - 4

正解 3 (個人年金保険の商品性)

1. 不適切。確定年金は、契約で定めた年金受取期間中は、被保険者の生死に関係なく年金が支払われるタイプの年金保険である。年金受取期間中に被保険者が死亡した場合は、残存期間について遺族が継続して年金を受け取るか、残存期間の年金現価を一時金で受け取るか、選択することができる。
2. 不適切。終身年金の保険料は、被保険者の生存率を基に計算される。したがって、契約時の被保険者の性別以外の契約条件（年齢、基本年金額、保険料払込期間や年金受取開始年齢など）が同一である場合、その保険料は長生きの可能が高い女性の方が男性より高くなる。
3. 適切。変額個人年金保険は、特別勘定の運用実績に応じて将来受け取る年金額が変動するが、死亡給付金については基本保険金額（払込保険料と同額）が最低保証されている。
4. 不適切。トンチン性のある年金保険は、解約返戻金や死亡給付金の水準を一般的な個人年金保険の70%程度と低く設定し、その分を生きている人の年金原資にまわすことで、年金額を増やす仕組みである。一般的な個人年金保険の年金支給開始前の死亡給付金は、既払込保険料相当額であることから、トンチン年金の死亡給付金が、既払込保険料相当額を超えることはない。

演習 -5**正解 3 (総合福祉団体定期保険の商品性)**

1. 適切。総合福祉団体定期保険は、原則として企業・団体が契約者となって保険料を負担し、役員や従業員を被保険者とする1年更新型の定期保険である。
2. 適切。総合福祉団体定期保険は、掛捨てタイプの死亡保険であるため、死亡退職金の準備手段としては利用できるが、定年退職した場合に支払う生存退職金の準備手段には適さない。
3. 不適切。総合福祉団体定期保険の保険期間は1年であり、1年ごとの更新となる。
4. 適切。総合福祉団体定期保険のヒューマン・ヴァリュー特約は、被保険者（従業員）が死亡した場合の代替者の採用費用や育成費用などの経済的損失に備える特約であり、その受取人は契約者である企業（団体）となる。

演習 -6**正解 1 (第三分野保険の商品性)**

1. 不適切。がん保険は、はじめてがんと診断された場合のがん診断給付金を支払ったり、がん治療のための入院や手術を保障するが、医療保険と異なり、がん保険の入院給付金は支払日数に上限がなく、全日数分が支払われる。
2. 適切。特定疾病保障定期保険は、保険期間中に特定疾病にかかり、約款所定の状態となった場合は特定疾病保険金が支払われるが、被保険者が保険期間中に特定疾病にかかることなく、病気や災害で死亡した場合には、特定疾病保険金と同額の死亡保険金が支払われる。
3. 適切。限定告知型の医療保険は、告知項目を3～5程度に絞り込み、契約条件を緩やかに設定したものである。限定告知ではない一般告知型の医療保険と保険料を比較した場合、契約条件が同じであれば、診査基準が緩やかな限定告知型の医療保険の保険料が割高となる。
4. 適切。更新型の医療保険は、更新時の告知も不要であり、更新時の健康状態や給付金の受取りの有無にかかわらず、無条件で契約を更新することができる。

演習 -7**正解 138(日分) (医療保険の入院給付金の日数)**

1 入院の限度日数の計算方法についておさえておきたい。

本問の場合は、次のような点に注意する必要がある。

- ① 入院給付金は日帰り入院（入院1日目）から支払われること。
- ② 1入院の支払限度日数（1回の入院における支払限度日数）は60日。
- ③ 180日以内に同じ病気で再入院した場合は、1回の入院とみなすこと。
- ④ 1回目の入院と3回目の入院は同じ疾病での入院、2回目は別の疾病での入院であること。

- ・ 糖尿病による1回目の36日間の入院と3回目の34日間の入院は、再入院までの期間が172日であるため、1入院とみなされる。計70日の入院となるが、1入院限度日数60日の制限がかかり、60日でカウントする。
- ・ 心疾患による78日間の入院は3大疾病に該当し、支払日数は無制限となるため、78日でカウントする。

よって、糖尿病による入院60日分と心疾患による入院78日分の合計138日分が支給される。

演習 - 8 正解 1 (傷害保険の商品性)

1. 不適切。家族傷害保険は、1枚の保険証券で自動的に家族全員を被保険者として普通傷害保険と同様の傷害を補償する。被保険者となるのは、本人(記名被保険者)とその配偶者、本人および配偶者と生計を共にする同居の親族、および別居の未婚の子である。この被保険者の範囲は、事故発生時の記名被保険者との関係によって判断される。よって、契約期間中に子どもが誕生した場合は、誕生した子どもも自動的に被保険者となる仕組みであり、追加保険料の支払いは不要である。
2. 適切。普通傷害保険は、家庭内、職場内、通勤途上、旅行中など国内外を問わず、あらゆる事故による傷害を補償する。ただし、細菌性食中毒やウイルス性食中毒による傷害、地震・津波・噴火に起因する傷害は、基本契約では補償されない。
3. 適切。国内旅行傷害保険は、国内旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの間に被った傷害等を補償する。普通傷害保険では免責となっている細菌性食中毒は、基本契約で補償の対象となる。
4. 適切。普通傷害保険では、地震・噴火・津波を原因とするケガは免責となっているが、海外旅行傷害保険では、旅行行程中(旅行のために住居を出発して住居に帰着するまで)であれば、国内・国外を問わずに地震・噴火・津波によるケガも補償の対象となっている。

演習 - 9 正解 1 (火災保険の商品性)

1. 不適切。火災保険は、火災による焼失のみならず、消火活動に伴う水濡れや破壊による損害も補償の対象となる。
2. 適切。記述のとおり。火災保険は、落雷によって自宅建物が損傷した場合や、テレビ、冷蔵庫などの電化製品が壊れてしまった場合も補償の対象となる。
3. 適切。記述のとおり。経年劣化に伴う自宅建物の損害は、補償の対象とはならない。したがって、時間の経過により生じた腐食による損害は補償されない。
4. 適切。記述のとおり。急激な気象変化により生じた竜巻により自宅建物に損害を受けた場合、その損害は風災として補償の対象となる。

演習 - 10 正解 1 (地震保険料の計算)

地震保険の保険料は、建物の所在や構造区分により計算できる。

桑原さんの自宅は愛媛県にあるイ構造のマンションであり、自宅建物の火災保険の付保額は1,000万円である。資料から、愛媛県のイ構造の場合、保険金100万円当たりの保険料は1,160円となっている。また、地震保険の金額は契約可能な最大額の条件から次のとおり。

[計算]

建物に係る地震保険の最大保険金額は、火災保険金額の50% (5,000万円上限) であるから桑原さんの自宅の場合は500万円となる。

$$1,160円 \times 500万円 \div 100万円 = \underline{5,800円}$$

演習 - 11 正解 1 (自動車保険の商品性)

1. 不適切。対人賠償保険は、自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払い対象となる。ただし、被害者が記名被保険者または運転者の配偶者、父母、子である場合は免責とされ、補償の対象とはならない。
2. 適切。任意自動車保険の対人賠償保険は、対人事故に伴う法律上の賠償責任を負った場合、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)から支払われる保険金の額を超える部分について補償の対象となる。
3. 適切。人身傷害補償保険は、自動車事故によって被保険者や同乗者が死傷または後遺障害を負った場合に、相手との示談成立を待たずに、被保険者の過失部分を含めて、契約保険金額の範囲内で損害額の全額が支払われる。
4. 適切。被保険自動車を運転中にハンドル操作を誤って飲食店に衝突して損害を与えた場合、店舗を修復する費用や修復期間に休業した場合の休業損害などは、対物賠償保険の補償対象となる。

演習 - 12 正解 2 (生命保険を利用した家庭のリスク管理)

1. 適切。死亡保障を目的とする場合は、必要保障額を計算して保険金額を設定するが、その必要保障額は末子が誕生したときに最大となり、末子の成長とともに必要保障額は逡減する。
2. 不適切。主契約である終身保険に医療特約を中途付加した場合、主契約である終身保険が消滅すると同時に医療特約も消滅する。
3. 適切。将来の年金額や解約返戻金などの変動リスクはあるものの、老後生活資金の充実を目的として、年金原資額に最低保証がある変額個人年金保険を活用することは不適切とはいえない。
4. 適切。「契約者および被保険者をDさん、死亡保険金受取人をDさんの推定相続人」とする終身保険に加入すれば、Dさんの相続がいつ発生しても死亡保険金を納税資金として活用できるほか、死亡保険金の非課税枠も利用できる。

演習 - 1 3 **正解 4** (損害保険を活用した事業のリスク管理)

1. 適切。労働災害総合保険は、労働者災害補償保険（政府労災保険）の上乗せ補償を目的とするものであるから、従業員の労災事故に備えるために加入を検討することは適切といえる。
2. 適切。施設所有(管理)者賠償責任保険は、施設・設備の管理上の欠陥・不備が原因で他人の生命・身体・財産に損害を与えた場合に発生する賠償責任に備える保険である。したがって、遊園地を運営する事業者が、遊戯施設の管理不備による事故によって、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負うリスクに備えるために、施設所有(管理)者賠償責任保険への加入を検討することは適切といえる。
3. 適切。生産物賠償責任保険（PL保険）は、製造・販売した製品によって、消費者等の第三者の身体や財産に損害が生じた場合の法律上の損害賠償責任を補償する保険である。したがって、レストランを営む事業者が食中毒を発生させて、顧客に対して法律上の損害賠償責任を負うリスクに備えるために生産物賠償責任保険（PL保険）への加入を検討することは適切といえる。
4. 不適切。地震保険は居住用部分がある建物およびその建物に収容されている家財などを補償の対象とする。店舗併用住宅の場合、建物の住宅部分や家財は地震保険の対象となるが、建物内に保管している商品は、地震保険の補償対象とはならないことから、適切とはいえない。

演習 - 1 4 **正解** (ア) 8(万円) (イ) 758(万円) (ウ) 4,010(万円)

(保険証券の読取り)

保険証券の読取り問題は、主契約や特約内容、保険金額を確認することが重要となる。また、保険金や給付金の支払事由（病死、災害死、疾病名等）によって支払われる保険金額が異なることに留意する。

<資料／保険証券1>

保険・特約名称	保障額	アの対象	イの対象	ウの対象
終身保険金額（主契約保険金額）	200万円			○
定期保険特約保険金額	2,800万円			○
特定疾病保障特約保険金額	500万円		○	○
傷害特約保険金額	500万円			○
災害入院特約 入院5日目から	日額 5,000円			
疾病入院特約 入院5日目から	日額 5,000円	○	○	
手術給付金 (手術の種類に応じ)	入院給付金日額の 10倍・20倍・40倍		○	
生活習慣病入院特約 入院5日目から	日額 5,000円	○	○	

<資料／保険証券 2>

保険・特約名称	保障額	アの対象	イの対象	ウの対象
がん診断給付金 (初めてがんと診断されたとき)	200万円		○	
がん入院給付金 1日目から	日額 1万円		○	
がん通院給付金 1日目から	日額 5,000円			
がん死亡給付金 (がんによる死亡)	20万円			
死亡給付金 (がん以外による死亡)	10万円			○

(ア) 洋子さんが現時点で、糖尿病で12日間入院した場合 (手術は受けていない)、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は次のとおりとなる。

<保険証券 1>

疾病入院特約	$5,000円 \times (12日 - 4日) = 4万円$
生活習慣病入院特約	$5,000円 \times (12日 - 4日) = 4万円$
<u>合計 8万円</u>	

(イ) 洋子さんが現時点で、初めてがん (悪性新生物) と診断されて26日間入院し、その間に約款所定の手術 (給付倍率20倍) を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は次のとおりとなる。

<保険証券 1>

特定疾病保障特約	500万円
疾病入院特約	$5,000円 \times (26日 - 4日) = 11万円$
生活習慣病入院特約	$5,000円 \times (26日 - 4日) = 11万円$
手術給付金	$5,000円 \times 20倍 = 10万円$
<u>合計 532万円</u>	

<保険証券 2>

がん診断給付金	200万円
がん入院給付金	$1万円 \times 26日 = 26万円$
<u>合計 226万円</u>	

保険証券 1 と 2 の合計 $532万円 + 226万円 = 758万円$

(ウ) 洋子さんが現時点で、交通事故で死亡 (入院・手術なし) した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は次のとおりとなる。

保険証券 1 から、死亡保険金が支払われる。また、保険証券 2 からがん以外による死亡給付金も支払われることに留意する。

<保険証券 1>

終身保険	200万円
定期保険特約	2,800万円
特定疾病保障特約	500万円
傷害特約	500万円
<u>合計 4,000万円</u>	

<保険証券 2>

がん以外による死亡	10万円
-----------	------

保険証券 1 と 2 の合計 $4,000万円 + 10万円 = 4,010万円$

演習 - 15 **正解 1** (生命保険料控除)

1. 適切。自動振替貸付によって保険料の払込みに充当された金額は、契約者が支払った保険料として生命保険料控除の対象となる。
2. 不適切。生命保険料控除の額は、その年の1月1日から12月31日の間に支払済みの金額を基に計算される。よって2023年12月分の保険料を2024年1月に支払った場合、支払った金額は2024年分の生命保険料控除の対象となる。
3. 不適切。特定(三大)疾病保障定期保険は介護医療保険に該当しないため、その保険料は一般の生命保険料控除の対象となる。
4. 不適切。一時払定額個人年金保険の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。保険料の払込方法が一時払いである場合は、個人年金保険料控除の対象とはならない。

演習 - 16 **正解 3** (生命保険の税務)

1. 適切。契約者(保険料負担者)と被保険者が同じである場合の死亡保険金は、受取人が誰でも相続税の課税対象となる。ただし、死亡保険金の受取人が法定相続人以外の場合は死亡保険金の非課税の適用がない(下記資料参照)。
2. 適切。死亡保険金を除き、病気やケガ、介護等を支払事由として被保険者が受け取る高度障害保険金、特定疾病保険金、リビング・ニーズ保険金、入院給付金、手術給付金、障害保険金、介護給付金、所得補償保険金などは非課税とされる。保険金等の支払いを受ける者と契約者(保険料負担者)が異なる場合であっても、保険金等の受取人が契約者の配偶者、直系血族、生計を一にするその他の親族である場合は、当該保険金等は非課税の扱いとなる。
3. 不適切。契約者と年金受取人が同一人である個人年金保険において、年金受取人が毎年受け取る年金は、公的年金等以外の雑所得(その他の雑所得)として所得税・住民税の課税対象となるが、公的年金等控除の適用対象とはならない。
4. 適切。一時払養老保険契約において、契約から5年経過後(本問では10年経過後)に受け取る解約返戻金は、一時所得として総合課税の対象となる。なお、一時払養老保険契約で契約から5年以内に受け取る満期保険金や解約返戻金は、20.315%の税率で源泉分離課税の扱いとなる。

《資料：保険金の課税関係》

保険金	契約形態			対象となる税金の種類
	契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	夫	夫	妻・子	相続税(非課税の適用あり)
			法定相続人以外の人	相続税(非課税の適用なし)
	夫	妻	夫	所得税(一時所得) + 住民税
			子	贈与税
満期保険金	夫	夫・妻・子	夫	所得税(一時所得)(注) + 住民税
			妻・子	贈与税

(注) 満期保険金には、金融類似商品として20.315%の源泉分離課税されるものがある。

演習 - 17 正解 2 (法人契約の生命保険の経理処理)

1. 適切。契約者が法人、被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を保険料積立金として資産に計上する。
2. 不適切。契約者が法人、被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人が被保険者の遺族、満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、その2分の1相当額を保険料積立金として資産に計上し、残額を福利厚生費として損金の額に算入することができる。
3. 適切。契約者が法人、被保険者が従業員、給付金受取人が法人である医療保険の支払保険料は、その全額を損金に算入することができる。保険料の全額を損金に算入している契約から保険金や給付金が支払われた場合、その全額を雑収入として益金の額に算入する。
4. 適切。契約者が法人、被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、保険期間が30年、最高解約返戻率が80%である定期保険の支払保険料は、保険期間の前半4割相当期間においては、支払保険料の60%相当額を前払保険料として資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。

演習 - 18 正解 4 (損害保険の課税関係)

1. 不適切。自宅建物を保険の対象とする火災保険に地震保険を付帯して契約した場合、火災保険料を除く地震保険契約に係る保険料のみが地震保険料控除の対象となる。
2. 不適切。自宅建物が水災を被ったことにより契約者が火災保険から受け取った保険金は、非課税となる。
3. 不適切。被保険自動車を運転中に自損事故を起こした契約者が、自動車保険の車両保険から受け取った保険金は、被保険自動車の修理の有無にかかわらず非課税となる。
4. 適切。普通傷害保険から支払いを受ける死亡保険金は、その契約形態により相続税または贈与税、もしくは所得税の課税対象となる。契約者を被保険者(契約者＝被保険者)とする場合、受取人に支払われる死亡保険金は相続税の課税対象となる。